



小児慢性特定疾病の 医療費助成制度

(以下、小慢助成制度と略す)

● 制度について

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成しています。

● 医療費助成が受けられる方の条件

厚生労働省が定める小児慢性特定疾病(以下)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等

- ①慢性に経過する疾病であること
- ②生命を長期に脅かす疾病であること
- ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

●18歳未満の児童等が対象です。

(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象とします。)

小児慢性特定疾病の対象疾病リストは、下記のリンクからご確認いただけます。

http://www.shouman.jp/pdf/contents/disease_list.pdf (「小児慢性特定疾病情報センター」で検索可能です)

● 医療費助成の対象と自己負担上限額

対象

承認疾病及び承認疾病に付随して発生する医療のうち、認定期間内に指定医療機関で受けたもの

対象となる医療給付の内容

- ①入院・外来の医療費
- ②薬代(院内・院外問わない)
- ③訪問看護費
- ④訪問リハビリテーション

※上記は、都道府県等から指定を受けた「指定医療機関」(病院・診療所、薬局、訪問看護事業所)で受診した場合に限られます。
指定医療機関は都道府県等のホームページで確認できます。

次のような費用は、
助成の対象と
なりません。(例示)

- 受給者証に記載されている小児慢性特定疾病以外の病気やけがによる医療費
- 指定医療機関以外で受けた医療・看護サービス・薬代
- 医療保険が適応されない医療費(保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、文書料など)
- 医療機関までの交通費・移送費、往診料などで医療機関に支払う保険適応外の交通費



助成の概要

自己負担額は2割で外来・入院の区別をせずに世帯の市町村民税額、重症度、人工呼吸器等装着に応じた自己負担上限額(月額)が設定されます。

小児慢性特定疾病の医療費助成に係る自己負担上限額(単位:円)

| 階層区分 | | 自己負担上限月額 (患者負担割合:2割外来+入院) | | |
|--------|---|------------------------------|--------------------------|-------------------|
| | | 原則 | | |
| | | 一般 | 重症 または 高額かつ 長期※ | 人工 呼吸器等 装着者 |
| 1 | 生活保護法の被保護世帯 | 0 | | |
| 2 | 市町村民税 非課税の 世帯 | 低所得1: (申請者(保護者)年収80万円以下) | 1,250 | 1,250 |
| 3 | | 低所得2: (申請者(保護者)年収80万円超) | 2,500 | 2,500 |
| 4 | 一般所得1:市町村民税7.1万円未満 年収の目安:200~300万 | 5,000 | 2,500 | 500 |
| 5 | 一般所得2:市町村民税7.1万円以上 25.1万円未満 年収の目安:500万円 | 10,000 | 5,000 | |
| 6 | 上位所得:市町村民税25.1万円以上 年収の目安:500~600万円以上 | 15,000 | 10,000 | |
| 入院時の食費 | | 1/2自己負担 | | |

※血友病患者については自己負担はありません。

※「重症」とは ……
現行の重症患者基準に適合する者(主治医にご確認ください)

※「高額かつ長期」とは ……
高額な医療費が長期的に継続する者
(認定日以降の医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合)

「医療費総額が5万円/月を超える月」とは

- 医療保険の自己負担割合が2割の方 ▶ 支払額が月10,000円を超える月
- 医療保険の自己負担割合が3割の方 ▶ 支払額が月15,000円を超える月

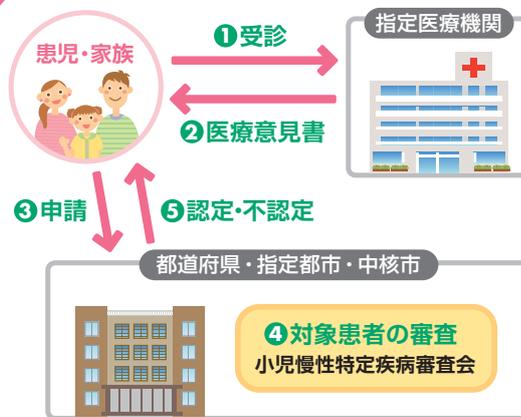
入院診療費請求書兼領収書 ※イメージ

| 受診科 | 入・外 | 負担割合 | 費用区分 | 本・家 |
|-----------|-----------------|-------------|-------------------|----------------|
| 内科 | 入院 | 20% | 組合 | 家族 |
| 保険 | 初・再 点 | 入院料等 50点 | 医学管理費 点 | 投薬 252点 |
| | リハビリ | 放射線 | 処置 | 麻酔 |
| | DPC包括 7259点 | | | 食事療養 1,380円 |
| | | | 総点数 12,595点 | |
| 保険外 負担 | 文書料 点 | 病衣 | 保険 | 食事 |
| | その他課税 1,664円 | | 医療費総額 125,950円 | 1,380円 |
| | | 消費税 79円 | 負担額 10,000円 | 690円 |
| | | | 請求額 12,354円 | 1,664円 |

申請方法

申請の流れ

- 1 指定医療機関にて受診する。
- 2 指定医療機関にて診断後、指定医より小児慢性特定疾病の医療意見書を作成してもらう。
- 3 2で作成された医療意見書を添付の上、必要書類と共に医療費助成の申請書を都道府県、指定都市、中核市に提出する。
(提出先は各自治体に所在する保健センター・保健所になります)
- 4 小児慢性特定疾病審査会にて対象患者の審査を行う。
- 5 都道府県、指定都市、中核市より患者・ご家族に認定・不認定の通知をする。



※加入保険や状況、発行元により提出書類が異なりますので、詳しくは管轄の保健センター・保健所にお問い合わせください。

全員が必ず提出するもの

- 1 申請書(表面) 利用同意書(裏又は表面)
- 2 保険照会同意書
- 3 世帯調書(広島市・福山市:申請書類に記載)
- 4 医療意見書(指定医が記入)
 - ①~③は県・市のHPよりダウンロード可
 - ④は「小児慢性特定疾病情報センター」よりダウンロード可
- 5 健康保険証の写し
- 6 市町村民税確認書類(呉市・福山市:該当者のみ)
(市役所・区役所などで発行。加入保険別に異なる)
- 7 マイナンバー確認書類(お持ちの個人番号カードなど)

該当がある方が提出するもの

- 1 住民票の写し(市役所などで発行)
 - 2 収入に関する申立書及び添付書類
(世帯調書の裏面若しくは別紙)
 - 3 重症患者認定申請書
 - 4 人工呼吸器等装着者を証する書類
 - 5 同加入保険の家族の指定難病等の受給者証の写し
- 住民票・受給者証の写し以外は県・市のHPよりダウンロード

必要書類

※血友病認定の方、生活保護受給の方は省略できる書類があります。

● 結果の通知と償還払い (申請が認定される前に自己負担分を一旦支払われた場合や、一月に複数の医療機関を受診し、合計が一月の自己負担限度額を超えた場合など)

小慢助成制度に申請後、「小児慢性特定疾病審査会」にて審査され、認定となった方へ、受給者証と自己負担上限額管理票が送付されます(認定とならなかった方へも、その旨通知がされます)。受給者証の発行は申請日から2か月程度かかります(書類に不備がある場合はさらにかかります)。医療受給者証が届くまでの間、医療機関や薬局の会計では「小児慢性特定疾病の申請中(申請予定)」と申し出てください。

認定された場合は申請日(申請書を保健所などで受付けた日)が公費負担の開始日になります。

償還払いには小児慢性特定疾病医療費請求申請書や、医療機関で発行された領収書の原本が必要となります。詳しくは各保健センター・保健所にお問い合わせください。



● 受給者証の有効期間

認定されている方には各自治体より毎年夏から秋に更新書類が届きます。期限の日までに手続きを完了してください。新規申請の方は申請日から原則次の12月31日までとなります。申請日より前の期間は医療費助成の対象になりません。

| 申請書の受理日 | 有効期間の終期 |
|-----------------|-----------------|
| 1月1日から9月30日まで | 申請した年の12月31日まで |
| 10月1日から12月31日まで | 申請した翌年の12月31日まで |

Q&A

Q 複数の小児慢性特定疾病を持っていますが、それぞれの病気ごとに上限額まで支払うのですか?

A 小慢助成制度の医療費の上限額は1種類でも複数でも同じです。複数の疾病を持っていても、受給者証は一枚です。

Q 自治体から高校卒業まで医療費の助成があります。小慢助成制度に申請すべきですか?

A 手続きは必要となりますが、以下の理由から申請されることをお勧めします。

- 小慢助成制度には日常生活用具の給付や、自治体(広島市など)により他県への受診の際の交通費の助成があります。
- 18歳到達時点で小慢助成制度の対象となっており、治療が継続していれば以降も20歳まで助成されます。
- 申請をされないと行政側や地域の保健師などが疾病をお持ちのお子さんの把握が困難となります。
- 医療機関で乳幼児等医療費助成制度などの受給者証と、小慢助成受給者証の両方を提出していただくと、自己負担の少ない乳幼児等医療費助成制度が適応されます。
- 入院時は食費には小慢助成制度が適応され、食費負担が半額となります。(乳幼児等医療費助成制度では食費は助成の対象外です)
- 受給者証をお持ちの保護者に医療講演会や交流会の案内が届きます。(年度によって対象者が変わります)

Q 他の自治体に引越しをする場合、手続きが必要ですか?

A 転出した日以降は以前発行された受給者証は使用できません。転出後も受給者証の交付を受けたい場合は、すみやかに持ちの受給者証の写し(原本は元の自治体に返却します)を転出先の都道府県(政令指定都市・中核都市)に提出し、新たに申請してください。

Q 更新時に書類提出期限までに受診する予定が無い場合はどうしたらいいのでしょうか?

A 更新の場合は医療意見書は後ほどでもかまいませんが、受給者証の発行は遅れます。

お問い合わせ・申請書提出先

広島県 健康福祉局 健康対策課 (広島市中区基町10-52)
☎ 082-513-3070

広島市 こども未来局 こども・家庭支援課 (広島市中区国泰寺町1-6-34)
☎ 082-504-2623

呉市 保健所 保健総務課 (呉市和庄1-2-13)
☎ 0823-25-3525

福山市 保健所 保健予防課 (福山市三吉町南2-11-22)
☎ 084-928-1127

広島市にお住まいの方

| お住まいの区 | お問い合わせ・提出先 | 所在地／電話番号 |
|--------|-------------------------------|---------------------------------|
| 中区 | 広島市中保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 中区大手町四丁目1-1 ☎082-504-2109 |
| 東区 | 広島市東保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 東区東蟹屋町9-34 ☎082-568-7735 |
| 南区 | 広島市南保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 南区皆実町一丁目4-46 ☎082-250-4133 |
| 西区 | 広島市西保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 西区福島町二丁目24-1 ☎082-294-6384 |
| 安佐南区 | 広島市安佐南保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 安佐南区中須一丁目38-13 ☎082-831-4944 |
| 安佐北区 | 広島市安佐北保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 安佐北区可部三丁目19-22 ☎082-819-0616 |
| | 安佐北区役所 高陽出張所 | 安佐北区深川五丁目13-7 ☎082-842-1121 |
| 安芸区 | 広島市安芸保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 安芸区船越南三丁目2-16 ☎082-821-2820 |
| 佐伯区 | 広島市佐伯保健センター (保健福祉課 保健指導係) | 佐伯区海老園一丁目4-5 ☎082-943-9733 |

広島市以外にお住まいの方

| お住まいの市町 | お問い合わせ・提出先 | 所在地／電話番号 |
|----------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 大竹市 廿日市市 | 西部保健所 (保健課 健康増進係) | 廿日市市桜尾二丁目2-68 ☎0829-32-1181 |
| 安芸高田市 安芸郡 山県郡 | 西部保健所 広島支所 (保健課 健康増進係) | 中区基町10-52 ☎082-513-5526 |
| 江田島市 | 西部保健所 呉支所 (厚生保健課 保健係) | 呉市西中央一丁目3-25 ☎0823-22-5400 |
| 竹原市 東広島市 大崎上島町 | 西部東保健所 (保健課 健康増進係) | 東広島市西条昭和町13-10 ☎082-422-6911 |
| 三原市 尾道市 世羅町 | 東部保健所 (保健課 保健対策係) | 尾道市古浜町26-12 ☎0848-25-2011 |
| 府中市 神石高原町 | 東部保健所 福山支所 (保健課 保健対策係) | 福山市三吉町一丁目1-1 ☎084-921-1311 |
| 三次市 庄原市 | 北部保健所 (保健課 健康増進係) | 三次市十日市東四丁目6-1 ☎0824-63-5181 |

その他の小児慢性特定疾病助成制度

- 日常生活用具の給付 (車いす、ネプライザー、入浴補助用具など)
- 交通費助成事業 (限られた自治体のみで施行) ※各自治体にお問い合わせください



医療講演会・交流会、家族のつどい

小児慢性特定疾病のお子さんをお持ちのご家族を対象に夏から冬にかけて年に15回程度、県内各地で開催しています。詳しくは難病対策センター HPをご参照ください。

難病に関する相談窓口

難病患者やご家族の療養上・日常生活での不安や悩みなど、さまざまな相談・支援を行っています。

CIDC 難病対策センター
Center for Intractable Disease Control

〒734-8551 広島県広島市南区霞1-2-3
広島大学病院 臨床管理棟(旧外来棟)1階
E-mail: cidc@hiroshima-u.ac.jp
HP▶ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/cidc/>



相談時間

月曜日～金曜日
(祝祭日・年末年始を除く)
10:00～12:00
13:00～16:00

予約優先



臨床管理棟
入ってすぐ
左側にあります

小児相談専用 082-256-5558

成人相談専用 082-252-3777